

国民年金

学生納付特例制度をご存知ですか？

大学（大学院）、短大、高等専門学校および各種学校などに在学する20歳以上の学生で、学生本人の前年の所得が68万円以下の場合、申請して認められると、在学中の国民年金の保険料を卒業後に後払いで支払います。

この学生には、夜間・定時制課程や通信制課程で学ばれている人も含みます。

※追納制度 免除を受けた期間や学生納付特例を受けた期間は10年以内なら、あとから納めることができます。ただし、2年を過ぎると当時の保険料に加算金がかかります。追納することで、将来の老齢基礎年金が満額に近づきます。

だれもが安心してIT社会の便益をはかるための制度的基盤として、平成15年5月に成立、公布された個人情報保護法が本年4月1日から全面施行されました。

▼個人情報取扱事業者は、個人情報利用目的を明らかにし、その範囲内で取り扱わなければなりません。また、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することは原則禁止されるほか、安全管理措置、従業者や委託先の監督など個人情報の適正な取扱いに関するルールが適用されます。

個人情報保護法が施行されます

▼自分の個人情報については、事業者に開示などを求めることができます。また、個人情報に関するトラブルや疑問は、その事業者に申し出るほか、認定個人情報保護団体や地方公共団体、国民生活センターの苦情相談窓口などでご相談いただけます。

※詳しくは、内閣府国民生活局ホームページ
<http://www5.cao.go.jp/sei/katsu/kojin/index.html>

平成17年度 粕屋地区高齢者大学受講生募集

この講座は、高齢者の人たちに組織的で継続的な学習の場を提供することにより、豊かで生きがいのある充実した生活が創造することを目的としています。また、学習活動を通じて習得した知識や技術を活用して、積極的に社会参加（学校に向いて、子どもたちの支援や交流など）する機会を提供するために開設するものです。

▼対象者 粕屋地区およびそ

の近郊に在住する60歳以上で、全期間を通じて参加できる人

▼募集人員 各コース30人程度で、合計120人程度

▼場所 福岡県立福岡魁誠高等学校（粕屋町長者原12-2）ほか

▼学習内容
 ・教養科目（全員受講）
 仲間づくり・生涯学習・健康・福祉・社会生活・環境問題・芸術文化など

▼選択科目（別表のAからD

の科目を選択して受講）

▼学習期間 6月8日（水）～11月16日（水）原則として毎週水曜日に20日間開講します（7月27日～8月17日は休み）。

▼経費 受講料 3000円（保険料、実習材料費、視察研修費、文集費、自治活動費などは実費。通学、昼食費などは各自負担。）

▼申込み方法 受講申込書が社会教育課（アサレアホール内）にありますので、必要事項を記入して提出してください。

コース	コース名	定員
Aコース	俳句、絵手紙	30人
Bコース	書道（漢字・かな）	30人
Cコース	郷土史（明治・大正）	30人
Dコース	陶芸	30人

▼申込期限 5月10日（火）
 ▼申込み・問合せ先 役場社会教育課
 ☎934・0030

育児・介護休業法が改正されます

急速に進行する少子化の流れを変えるためには、育児と家庭の両立支援が重要な課題となっています。このため本年4月1日から、育児や介護を行う労働者の仕事と家庭の両立をより一層推進するために、育児・介護休業法が改正されました。

この改正に伴い、育児休業・介護休業の対象労働者が、一定の範囲の期間雇用者に拡大されるほか、保育所に入所を

希望しているが、入所できない場合など一定の場合の育児休業期間の延長、介護休業の要介護状態ごとの複数回取得が可能となります。また、1年に5日まで、小学校就学前の子の看護休暇が取得できるようになりました。

▼問合せ先
 厚生労働省福岡労働局
 雇用均等室
 ☎411・4894

改正のポイント

改正事項	改正前	改正後
1 育児休業および介護休業の対象労働者の拡大	期間を定めて雇用される者（有期契約労働者は対象外）	休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、育児休業・介護休業がとれるようになります。
2 育児休業期間の延長	子が1歳に達するまで	子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業ができます。
3 介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき1回限り 期間は連続3か月まで	対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態にいたるごとに1回の介護休業ができます。期間は通算して（のべ）93日まで
4 子の看護休暇の創設	事業主の努力義務	小学校就学前の子を養育する労働者は、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得できるようになります。

福岡県西方沖地震被災者の健康相談などを受け付けます

福岡県では、今回の地震災害に対応するため福岡県災害対策本部を設置し、必要な措置を行なっています。粕屋保健福祉環境事務所でも、次のとおり被災者に対する健康相談や心のケアについて、相談を受け付けていますのでご利用ください。

●対応時間 勤務時間中および災害対策地方本部設置中の時間（当分の間24時間）

●対応職員 粕屋保健福祉環境事務所職員（保健師）

●相談内容 健康相談、心のケア（PTSDの対応を含む）

●相談方法 面接および電話など

●連絡問合せ先
 粕屋保健福祉環境事務所
 ☎939・1500

優良運転者を表彰します

平成17年度優良運転者表彰申請の受け付けを行います。申請される人は手続きをしてください（申請されても表彰者に枠がありますので、表彰されないことがありますのでご承知おきください）。

なお、申請には自動車安全センター（福岡県警察本部内）発行の無事故・無違反証明書

が必要で、
 ①粕屋地区交通安全協会会長表彰
 ・受賞資格
 5年以上継続運転で無事故・無違反の人
 ※粕屋署管内に居住し、原則として粕屋地区交通安全協会の会員であること（これはすべての共通事項）

②粕屋警察署長・粕屋地区交通安全協会会長連名表彰
 ・受賞資格
 10年以上継続運転で無事故・無違反、10年以上犯罪行為がない人

③県警察本部長・県交通安全協会会長連名表彰
 ・受賞資格
 ②の受賞者で10年以上継続運転で無事故・無違反、10年以上犯罪行為がない人

④全日本交通安全協会会長表彰（緑

十字銅章）
 ・受賞資格
 ③の受賞者で10年以上継続運転で無事故、5年以上無違反・犯罪行為がない人

⑤九州管区警察本部長・九州交通安全協会会長連名表彰
 ・受賞資格
 ④の受賞者で15年以上継続運転、20年以上無事故、10年以上無違反・犯罪行為がない人

▼受付期間

①②③
 5月1日～6月23日

④⑤
 5月1日～5月12日

▼証明書の発行場所
 自動車安全センター（福岡県警察本部内）
 福岡市博多区東公園7-7
 ☎641・6364

▼申請の受付・問合せ先
 粕屋地区交通安全協会事務局（粕屋警察署内）
 ☎939・3030